

○院外調理患者等給食業務に関する医療関連 サービスマーク制度実施要綱

1 院外調理患者等給食業務の定義

病院の入院患者等（産婦、妊婦、じょく婦、外来透析患者、デイケア利用者等を含む。）に対して、当該病院外の施設において調理加工された食品の提供に関する業務をいう。

2 事業者の資格要件

提供する院外調理患者等給食業務（以下「本サービス」という。）について認定を受ける事業者は、次の要件を満たさなければならない。

- ①経営状態が正常かつ良好であること。
- ②継続的な本サービスの提供が可能であること。
- ③医療法、食品衛生法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律のほか、労働関係法規その他の関係法令を遵守するものであること。
- ④認定の取消しを受けた者にあつては、取消し後2年以上を経過していること。
- ⑤本サービス以外の事業を営む場合には、本サービスの社会的信用を損なうものでないこと。

3 本サービスの基準

「院外調理患者等給食業務に関する基準（認定基準）」（以下「認定基準」という。）において別に定める。

4 申請手続

- (1) 医療関連サービスマークの認定を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、施設ごとに「医療関連サービスマーク認定申請書」に次に定める書類を添付して理事長に提出しなければならない。

ただし、同時に複数の施設の認定を申請する場合は、「院外調理加工施設一覧表」（様式11）を提出することにより、⑤、⑭、⑰及び⑱の書類を1部とすることができる。

また、認定の更新（認定の有効期間に引き続いて認定を受けることをいう。以下同じ。）の申請において、⑤、⑨、⑫、⑭及び⑮の書類については、前回の申請時又は変更事項届の届け出時と内容に変更のないときは、「認定申請書添付書類の省略について」（様式12）の提出をもって当該書類の提出に代えることができる。

- ① 誓約書
- ② 事業概要書（様式1）
- ③ 組織概要書（様式2）
- ④ 直近3か年分（最初の更新の申請にあたっては2か年分）の決算書類（損益計算

書、貸借対照表等経営状態を表す書類。事業者が個人の場合は、税務申告書類等の写)

- ⑤ 代表者の履歴書兼確認書(様式3)
- ⑥ 受託病院一覧表(様式4)
- ⑦ 受託責任者名簿兼確認書(様式5)
- ⑧ 受託責任者に係る指定講習会の修了証(写)
- ⑨ 受託責任者の患者等給食業務に係る経歴がわかる履歴書(様式6)
- ⑩ 食品衛生責任者兼確認書(様式7)、受講修了証等(写)(講習の受講が免除される免許取得者にあっては免許証の写)
- ⑪ 指導助言者名簿兼確認書(様式8)
- ⑫ 指導助言者の患者等給食業務に係る経歴がわかる履歴書(様式9)
- ⑬ 指導助言者業務補助者の患者等給食業務に係る経歴がわかる履歴書(配置している場合)(様式9-2)
- ⑭ 登記簿謄本(事業者が法人の場合のみ)
- ⑮ 食品衛生法に基づく営業の許可証(写)
- ⑯ 認定を申請する施設の図面(施設の構造及び機器・設備等の配置が判るもの)
- ⑰ 業務案内書
- ⑱ 標準作業書
- ⑲ 医療関連サービスマークの使用状況(更新申請の場合)(様式10)
- ⑳ 代行保証に係る契約書等(写)
- ㉑ 賠償資力の確保に関する書類

ただし、本制度実施要綱「9有効期間」(4)の規定により残存有効期間について認定を受けようとする者は、上記①から㉑の書類のほか、次の書類を提出しなければならない。

- ㉒ 吸収合併した認定事業者名及び当該事業者の認定番号を明記した書類
- ㉓ 認定事業者を合併したことを証明する書類(合併契約書(写))。

ただし、上記登記簿謄本にその記載がある場合は添付を要しない。

- (2) 申請事業者は、申請書類の提出と同時に、別に定める申請手数料を納入しなければならない。なお、一旦納入した申請手数料は返還しない。

5 認定

- (1) 認定は、施設ごとに行う。
- (2) 認定日は、6月1日、10月1日、2月1日及び理事長が必要と認めた日とする。
- (3) 審査に必要な調査として、書類調査、実地調査及び必要に応じその他の調査を行う。
- (4) 医療関連サービスマークの認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)は、別に定める認定料を納入し、認定証の交付を受ける。なお、一旦納入した認定料は返還

しない。

(5) 認定を受けることができなかった事業者は、別に定める実地調査費を納入しなければならない。なお、一旦納入した実地調査費は返還しない。

(6) 認定のための調査及び審査につき、必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

6 検証

(1) 認定事業者が次のいずれかに該当した場合は、本サービスが認定基準に適合した内容のものであるかを確認するため、検証を行う。

① 認定基準違反が認められ、又はその疑いがある場合

② 認定時、本サービスの提供を行っていなかった施設が、その提供を開始した場合

③ 認定施設の構造、設備変更等があり、検証が必要と認められる場合

④ 専門部会が検証を必要と認めた場合

(2) 検証を受けた事業者は、別に定める実地調査費を納入しなければならない。

なお、一旦納入した実地調査費は返還しない。

7 申請事務の受付の委託

申請事務の受付は、必要に応じ、公益社団法人日本メディカル給食協会に委託する。

8 変更等の届出並びに報告の義務

(1) 変更等の届出

認定事業者は、次の事実が発生したときは、30日以内にその旨を理事長に届け出なければならない。

① 認定時、本サービスの提供を行っていなかった施設が、その提供を開始したとき

② 事業者若しくは認定施設の名称、又は住所を変更したとき

③ 代表者、指導助言者、又は受託責任者が異動したとき

④ 事業者若しくは認定施設が本サービスの提供を廃止したとき

(2) 報告の義務

認定事業者は、受託病院で食中毒事故が発生したときは、速やかに理事長に別に定める事項を報告しなければならない。

9 有効期間

(1) 認定の有効期間は、認定日から2年間（更新の場合は3年間）とする。

(2) 認定の更新申請において、期間満了の3か月前までに更新の申請手続きが行われたにもかかわらず、期間満了の日までに認定の可否についての通知がなされなかった場合には、その通知がなされるまでの間は有効期間とみなす。

(3) 認定事業者が他の事業者に吸収合併された場合、認定の有効期間は合併の日をもって

消滅する。

- (4) 認定事業者を吸収合併した事業者は、(3)の規定にかかわらず、当該事業者に係る医療関連サービスマークの残存有効期間について認定を受けることを申請することができる。この場合の認定の有効期間は、認定日から吸収合併前の認定事業者が有していた認定有効期間満了の日までとする。

10 医療関連サービスマークの表示

- (1) 本サービスにかかわる医療関連サービスマークの形状は、次のとおりとする。



- (注) 1. 色彩は、マーク本体部分を赤色（日本産業規格7.5 R / 14に相当する色）、サービス名の色抜き箇所地の部分を緑色（日本産業規格7.5 G Y 8 / 8に相当する色）、その他の部分を黒色とする。
2. やむを得ない理由により単色とするときは、黒色とする。
- (2) 医療関連サービスマークは、上記(1)のとおり形状で表示しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため、これにより難しい場合にあっては、理事長の承認を得て、形状の一部を除いて表示することができる。
- (3) 医療関連サービスマークは、次のような使用をしてはならない。
- ①認定を受けていない医療関連サービスについて、認定を受けていると誤認される恐れのある使用
 - ②事業者の社章や商標と誤解されるような使用
 - ③サービスの提供に、振興会が連帯責任を有していると誤解を与える恐れのある使用
- (4) 認定事業者は、次のいずれかに該当するときは、医療関連サービスマークの認定を表示するすべてのものを廃棄又は削除しなければならない。
- ①認定の有効期間が満了したとき

②認定の取消しを受けたとき

③認定を返上したとき

1.1 損害賠償の実施の確保

認定事業者は、本サービスに起因して、その利用者等に損害を与えた場合の賠償の確実な実施を図るため、別に定めるところにより、損害保険に加入しなければならない。

なお、認定時、本サービスの提供を行っていなかった事業者が、その提供を開始する場合は、その時までには損害保険に加入しなければならない。

制 定 令和2年1月24日

付 則

この制度実施要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、制度実施要綱4申請手続については、令和3年2月1日の認定から適用する。